

# 労働 とやま

2014年  
12月号  
第770号

## 今月の主な内容

- 元気とやま! 仕事と子育て両立支援企業をご紹介します!  
〈 エスエイチ株式会社  
黒部クリーンアンドグリーンサービス株式会社 〉
- 障害のある人の雇用をお考えの企業の採用  
担当の皆様へ
- 富山県の最低賃金一覧

## プラチナくるみん認定の 認定基準・認定マークが決定しました!



### ～くるみん認定・行動計画策定指針も変わります～

「プラチナくるみん  
マーク」

次世代育成支援対策推進法(以下、「次世代法」という。)は、企業のみなさま・国・地方公共団体に次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための計画を策定し、実行することを求めている法律です。

これまで、平成27年3月31日までの法律とされていましたが、平成26年4月に改正法が成立し、有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

次世代法では、一般事業主行動計画の策定・届出を行い、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定できることとしています。これまでの認定制度は、くるみん認定のみでしたが、平成27年4月1日からは、新たにプラチナくるみん(特例)認定が始まります。

プラチナくるみん認定制度は、次世代育成支援対策に自主的に取り組んでいただける企業のみなさまを応援するため、認定を取得した企業の一般事業主行動計画の策定義務に代えて、次世代育成支援対策の実施状況を公表いただければよい制度となっています。プラチナくるみん認定は、くるみん認定を受けたことのある企業のみなさまが申請・取得できます。

新しくなりました



「くるみん」マーク

なお、くるみん認定基準における従業員300人以下の企業の特例等についても改正されています。

また、一般事業主行動計画策定の際によりどころとなる「行動計画策定指針も改正」され、「行動計画の取組の対象に非正規労働者が含まれることを認識の上、取組を進めていくこと」等、行動計画策定の際に御留意いただきたいポイントが追加されました。

### プラチナくるみん認定基準 抜粋

(※以下の基準以外にも複数の基準があります。また、従業員300人以下の企業の特例もあります。)

- 一般事業主行動計画の計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者の割合が13%以上
- 計画期間において、子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職(育休中を含む)している者の割合が90%以上
- 育児休業等を取得し又は育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力の向上やキャリア形成の支援のための取組に係る計画を策定し、これを実施していること 等

プラチナくるみん認定基準、くるみん改正認定基準、行動計画策定指針等に関するお問い合わせは  
富山労働局雇用均等室(☎076-432-2740)まで

平成26年度 **元気とやま!仕事と子育て両立支援企業** 第3回  
 をご紹介します!

**エスエイチ株式会社**

所在地：高岡市  
 業種：老人福祉・介護事業  
 職員：55名



当社は安心して働きやすく、やりがいのある職場づくりに積極的に取り組んでいます。

職員の満足度をあげることは、利用者の満足にもつながります。

そして、私たちの理念である私たちと関わるすべての人がスマイルとハッピーになることを目指していききたいと思います。

**エスエイチの主な取組み**

☆仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくり

女性社員の割合が多く、子育て中に限らず様々な事情を抱えながら仕事と家庭生活を両立している女性職員が、安心してやりがいを感じながら働ける場所をつくるために、職員の意見を取り入れながら以下の取組みを行っています。

- ①本人の希望に沿った柔軟な働き方の実現
  - ・短時間正社員制度(所定外労働時間は個別設定)
  - ・子育て等の家庭の環境等の変化に応じて正社員とパートを行き来できる制度
  - ・シフト作成時の本人の希望尊重
- ②妊娠を希望する職員・妊娠中、育児中の職員に対する配慮
  - ・早朝・夜勤勤務の免除
  - ・代替勤務のルール化
  - ・子連れ・孫連れ出勤
  - ・年次有給休暇計画的消化の促進
- ③育児休業復帰職員や育児などの事情による不定期出勤職員が勤務しやすい取組み
  - ・育休中、時短勤務等の職員が働きやすいように業務日誌のメール配信と運用のルール化
  - ・復帰職員の待遇維持



☆仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくり  
 無資格未経験者でも、介護の分野で働きたい人

**利用者の声**

山本さん

お子さんは2人

6歳と生後3ヶ月の子どもがいます。上の子は産後半年から、下の子は2ヶ月から、いずれも子連れで職場復帰しました。産休中は毎日送られる

職場メールで現場の状態を知ることができたので、休み明けも大きな混乱なく、安心して復職できました。

子連れ勤務は、赤ちゃんが母乳を欲しがるときに授乳タイムを取らせてもらえて大変助かります。また、大家族のような雰囲気子どもが体験できるのも魅力です。子どもが体調不良で仕事を休む時は、スタッフ同士で連絡を取り合い、勤務調整をします。子育て中のママ、子育てを経験してきたママ同士だからこそ、「困った時はお互い様」の気持ちでフォロー合っています。職場の理解とサポートのおかげで、育児と家事と仕事をバランス良く、充実させることができています。これからも家族の時間と職場の時間の両方を大切にしていきたいと思っています。



高山さん

お子さんは2人

6歳の娘と5歳の息子がいます。娘は今年小学校へ入学し、はじめは学童を利用していましたが、10月から小学校近くの職場へ移動したこともあり、毎日学校が終わると私の職場へ帰って来て、仕事が終わるまで、利用者の方々や他に利用している子どもと遊びながら楽しんで待っています。私も近くで子どもを見ながら働くことができ、とても安心してます。また、小学校と保育所それぞれに行事があるため、平日の休みもたくさん必要ですが、有給休暇の利用や休み希望に応じて、平日でも休みを取ることができてとても助かっています。フルタイムで働くことは大変ですが、家族や職場の方々の優しいサポートのおかげで、毎日働けていることに感謝しています。



を自主セミナー等を催したり、ホームページで募集し、人材の掘り起こしを行い、実際に雇用しながら、育てています。

また、経験を積んだ職員で、やる気があれば、独立を支援し、実際に独立した実績もあります。

☆今後の取組み

平成27年4月に新規施設を開設します。現在、子育て中の方や、将来そういう働き方をしたい方など、働いてみたいと興味を思っている方を対象に、ホームページからも申込みができる「就業前の施設見学」を行っていきたくです。

# 黒部クリーンアンドグリーンサービス株式会社

所在地：黒部市  
業種：清掃・緑化サービス業  
職員：84名（男性25名、女性59名）



当社はワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいます。

従業員が働きやすい職場づくりのため、勤務制度の改定や雰囲気づくりに努めています。

子育てだけでなく、親の介護や、孫のお世話も両立しながら働ける職場環境になるよう努めていきます。

## 黒部クリーンアンドグリーンサービスの主な取組み

### ☆子育てサポート企業として認定！

次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立支援のための行動計画を策定・実施していますが、平成25年8月に子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定を受け、「くるみんマーク」を取得しました。

### ☆充実した両立支援の制度！

- 子が小学校3年生期末春休みまで利用できる短時間勤務制度
- フレックスタイム制度、就業時間の繰上げ・繰下げ制度
- 子が小学校3年生期末春休みまで利用できる看護休暇制度（有給）
- 配偶者出産休暇制度（2日、有給）や育児休業奨励金制度

など

女性だけでなく、男性も育児休業を利用しています。また、育児休業終了後、ならし保育が必要な場合は、保育所入所日から3週間以内の期間において、引き続き「ならし保育休暇」を取得することができます。

### ☆ワーク・ライフ・バランスの推進も！

- ノー残業デーの実施
- 時間単位の年次有給休暇取得制度の導入
- ボランティア休暇

### ☆今後の取組み

制度の周知と取得率を高めるために、職場の雰囲気づくりに努めます。



## 利用者の声

松本さん

緑化業務  
お子さんは2人



3交代をしている妻の育児休業明けが3月で、保育園入所までの1か月間は誰も子どもの世話をする人がいなかったために、育児休業制度を利用しました。

男性が育児休業を取ることは、まだ世間や周囲ではあまり理解されていないことだったので、休みを取ることで周囲からどのよう

に思われるのが不安であり、会社にかかる迷惑も考えると、本当に休みを取ってもいいものなのかと悩むこともありました。しかし、会社の方たちの理解や協力もあり、1か月間の休みを取ることができ、妻も安心して職場復帰ができました。私もゆっくりと子どもと関わることができて良かったと思います。

復帰後も温かく迎えていただき、子どもが風邪を引いた時もお休みを配慮していただき、妻と共に感謝しています。

たくさん迷惑をかけましたが、子育てに理解して下さる職場環境と周りの方たちの協力のお陰で、妻と共に仕事と子育ての両立に頑張っています。

私は黒部クリーンアンドグリーンサービス(株)に勤務して9年目になる清掃員です。入社してから間もなく、妊娠・出産を経験しました。1人目を妊娠した時に、仕事が続けられるのが不安でなりませんが、上司と職場の皆さんにいろいろフォローしていただき、安心して出産できました。2人の息子たちが1歳になるまで育児休業をいただき、子育てに専念することができました。復帰後は短時間勤務を利用できて、ありがたく思います。1人目の時は保育園から連絡があり、早退したり休んだり、2人目の時は復帰後間もなく肺炎で入院をしたりと、職場では、常にお休みの配慮をしていただき感謝しています。

細岡さん

清掃業務  
お子さんは2人



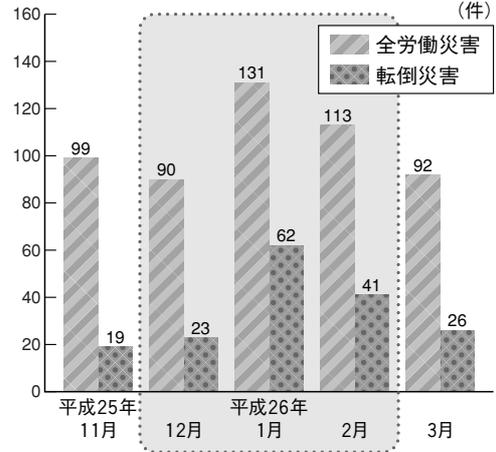
共働きで2人の子どもを持つ私は、たくさん迷惑もかけていますが、子育てを理解して下さる職場環境と家族、保育園の先生方など周りの方々のお陰で、息子たちも日々成長してくれています。これからまだしばらく手がかかる時期ですが、周囲の方々にアドバイスをもらいながら、仕事との両立を頑張っていきたいと思っています。

# 冬期・降雪期における転倒災害をなくしましょう!

## 1 転倒災害の現状

富山県では、滑った転んだ等の転倒による労働災害が多く発生しています。特に冬期・降雪期に多く発生しています。昨シーズン(平成25年12月から平成26年2月まで)も転倒災害が126件発生し、この間の全労働災害の約37%を占め、その結果、全労働災害件数も多くなっています(右表)。被災程度も転倒災害の約55%(平成25年)が骨折などを伴う休業1か月以上の労働災害となっており、昨年7月には死亡災害も発生しています。

これからの冬期・降雪期における転倒災害を防止するため、4S活動(整理・整頓・清掃・清潔)やリスクアセスメントを実施し、職場環境の改善に積極的に取り組んでいただきますとともに、安全行動の徹底を図るため、労働者に対する安全教育の実施をお願いします。



## 2 冬場の転倒災害の防止

冬場においては、凍結した道路上や駐車場等での転倒災害が多発しています。

特に、駐車場と事務所間や他の建屋に歩いて移動する時に凍結箇所転倒し重傷となる例が多く、これを防止するためには、会社敷地内の凍結危険場所を的確に把握し、凍結防止機能付マットの設置等の凍結防止を図るほか、労働者に対し危険場所を周知し、ゴム長靴等の滑りにくい靴を着用させる等の事業者及び労働者の自主的な対策が必要です。



### ◎雪・凍結で 転ばないために

- その1 小さな歩幅で歩く。
- その2 つるつるの路面は、足の裏全体をつけて「すり足」で歩く。
- その3 長靴等、滑りづらい・雪が入りづらい履き物を履く。
- その4 歩くときは、ポケットに手を入れない。(手をふさがない)

### ◎雪・凍結で 転ばせないために

- その1 除雪を行うときは、人が歩く通路を念入りに除雪する。
- その2 凍結が予想される場所には、融雪剤を散布する。
- その3 日陰となる北側や午後から日陰になる東側は念入りに融雪剤を散布する。
- その4 散水消雪を行うときは、水たまりになり凍結することを防ぐため、水はけをよくする。

問合せ先 ▶ 富山労働局 労働基準部 健康安全課 ☎076-432-2731

# お仕事でのケガには 労災保険

- ◆ 労災保険制度では、労働者が業務上または通勤による災害(以下「労働災害」という)により負傷し、または病気にかかった場合には、労働者の請求に基づき、治療費の給付などを行っています。
- ◆ しかし、近年、労働災害であるにもかかわらず、労災保険による給付を受けるための請求手続きを行わず、健康保険を使って治療を受ける方を見受けられます。
- ◆ 健康保険は、労働災害とは関係のない傷病に対して支給されるものです。労働災害により負傷し、健康保険を使って医療機関で治療を受けた場合の治療費は、全額自己負担となってしまいます。

**労働災害の場合は、必ず労災保険を請求しましょう**

労災保険に関するご相談は、お近くの労働局・労働基準監督署へまた、労災保険相談ダイヤルでもご相談に応じています  
**労災保険相談ダイヤル 0570-006031**  
 【受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始は除く)】  
 ※ご利用の際は通話料がかかります。

# 平成26年「高齢者の雇用状況」集計結果

県内31人以上規模企業の「高齢者雇用確保措置」実施割合は98.6%とさらに進展

「高齢者雇用安定法」により、すべての事業主は高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、定年制の廃止、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入のいずれかの措置の導入・実施（以下「雇用確保措置」という。）が義務づけられています。

富山労働局では、平26年6月1日現在の31人以上規模企業1,697社について、高齢者雇用状況報告書により、雇用確保措置の実施状況等を取りまとめました。

## 高齢者雇用確保措置の実施状況

### ○雇用確保措置の実施状況

雇用確保措置の実施企業の割合は98.6%（前年比8.0ポイント上昇）で、全国平均98.1%を0.5ポイント上回っている。

	① 実施済み	② 未実施	①+② 合計
企業数(比率)	1,673社(98.6%)	24社(1.4%)	1,697社(100.0%)

### ○希望者全員が65歳まで働ける企業

希望者全員が65歳まで働ける企業の割合は67.5%（前年比3.2ポイント上昇）で、全国平均71.0%を3.5ポイント下回っている。

	① 定年制の廃止	② 65歳以上定年	③ 希望者全員 65歳以上継続雇用	①+②+③ 合計
企業数(比率)	31社(1.8%)	162社(9.5%)	953社(56.2%)	1,146社(67.5%)

### ○70歳まで働ける企業

70歳まで働ける企業の割合は26.9%（前年比2.1ポイント上昇）で、全国平均19.0%を7.9ポイント上回っている。

	① 定年制の廃止	② 70歳以上定年	③ 70歳以上継続雇用	①+②+③ 合計
企業数(比率)	31社(1.8%)	8社(0.5%)	417社(24.6%)	456社(26.9%)

## 定年到達者の状況

31人以上規模の60歳定年企業における定年到達者のうち、定年後の継続雇用を希望し継続雇用された者は81.5%、継続雇用を希望したが基準に該当せず離職した者は0.03%、継続雇用を希望しなかった者は18.5%となっている。

	定年 到達者 総数	定年による離職者数 (継続雇用を希望しなかった者)		継続雇用を希望した者		継続雇用者		継続雇用を希望したが基準に 該当しないことによる離職者	
		585人	18.5%	2,579人	81.5%	2,578人	81.5%	1人	0.03%
31人以上 規模企業	3,164人								



## 梅田ひろ美氏に 厚生労働大臣表彰

労働行政における施策の推進に顕著な功績のあった方に対する厚生労働大臣表彰の受賞者に富山県内では女性として初めて梅田ひろ美氏が選ばれ、11月27日(木)、県庁において伝達式が行われました。

梅田ひろ美氏

梅田氏は、平成15年4月から現在まで11年間にわたり、労働委員会委員として、労使関係の安定に尽力されました。

「障害者雇用納付金制度」の改正に伴う制度適用等のスケジュールについて

お知らせ

## 「障害者雇用納付金制度」<sup>\*</sup>の対象企業が拡大されます。

～平成27年4月から、常時雇用している労働者数が100人を超える事業主が対象となります～

平成20年に障害者雇用促進法改正法が成立し、障害者雇用納付金制度の対象事業主が段階的に拡大されています。

(改正の目的)

中小企業における障害者雇用状況の改善が遅れており、地域の身近な雇用の場である中小企業の障害者雇用の促進を図る必要がある。

### 適用対象になると

平成28年4月から、前年度(平成28年度は、平成27年4月から平成28年3月まで)の雇用障害者数をもとに、

- 納付金の申告を行っていただきます。
- 障害者の法定雇用率を下回る場合は、納付金を納付する必要があります。
- 障害者の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請ができます。

#### ■ 制度適用から申告・納付開始までのスケジュール

	平成25年4月 ～平成27年3月	平成27年4月 ～平成28年3月	平成28年4月～
適用対象となる 事業主の範囲	常時雇用する労働者数が 200人を超える事業主	常時雇用する労働者数が 100人を超える事業主	

申告・納付開始

※障害者雇用納付金制度とは・・・

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、障害者雇用納付金(「納付金」)の徴収、障害者雇用調整金(「調整金」)、報奨金、各種助成金の支給を行う制度です。

### 障害者雇用の取組み等、早めの準備をお願いいたします。

障害者雇用の取組みについてのお問合せ先については、下記をご覧ください。

#### 問合せ先

障害者雇用納付金制度の詳細、各種助成金について知りたい

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ (<http://www.jeed.or.jp/>) をご覧ください
- 富山高齢・障害者雇用支援センターにお問合せください。☎076-471-7770

障害者雇用に関して相談したい。職業紹介を行ってほしい

- 最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)にお問合せください。

障害者雇用の具体的な進め方などを相談したい

- 富山障害者職業センターにお問合せください。☎076-413-5515

\* 障害者雇用を検討しておられる事業主や、すでに障害者を雇用しておられる事業主の支援ニーズに応じて、採用計画立案から雇用管理に至るまで体系的な支援を行っています。

## 障害のある人の雇用をお考えの企業の採用担当の皆様へ

県では、障害のある人の雇用を予定している企業の現場を活用した実践的な職業訓練を実施しています。

訓練概要	コース	特別支援学校早期訓練コース	実践能力習得コース
	対 象	特別支援学校高等部等において就職を希望する生徒	障害のある人で就職に向けての就業意欲の高い方
	訓練期間	標準 1 か月	標準 3 か月

※訓練実施の際には、指導担当者の配置をお願いします。

### 訓練の受入れに係る手続き

- ①ハローワークへの申込
  - ・障害者の雇用を前提とした職業訓練を希望する場合は、ハローワークへ求人申込を行います。
  - ・ハローワークから就労を希望する障害者の紹介を受けます。
- ②県との委託契約
  - ・県と職業訓練の委託契約を締結し、契約締結後、訓練を実施します。
  - ・訓練修了後、訓練実施報告書を県に提出し、県から委託料の支払いを受けます。  
〔委託料：1人1月当たり64,800円(上限、税込)〕

### 訓練のメリット

- 正式採用前に本人の適性・人柄が確認できます。
- 障害のある人にとっても、仕事の内容等が自分に合うか確認できます。
- 訓練期間中の賃金支払いは不要です。
- 富山県技術専門学院が訓練カリキュラムや訓練の実施をバックアップします。

詳しいことは、富山県技術専門学院(☎076-451-8803)、富山県職業能力開発課(☎076-444-3260)、または最寄りのハローワークへお問い合わせください。



## 個別労働紛争解決制度の運用状況について

富山労働局では個別労働紛争(労働関係についての個々の労働者と事業主との紛争)の未然防止や迅速な解決の促進を目的とする「個別労働紛争解決制度」を運用しています。  
平成26年度上半期(4月～9月)の制度の運用状況は以下のとおりです。

### 平成26年度上半期の相談、助言・指導、あっせん件数

◆総合労働相談件数	3,414件(前年度同期比 83件(2.5%)増加)
うち民事上の個別労働紛争相談件数	987件(同 25件(2.6%)増加)
◆助言・指導申出受付件数	35件(同 ▲3件(7.9%)減少)
◆あっせん申請受理件数	24件(同 4件(20.0%)増加)

- (1) 相談件数は微増、助言・指導及びあっせんは前年度と同水準  
総合労働相談件数及び民事上の個別労働紛争に係る相談件数は、ともに前年度同期に比べわずかに増加しました。  
助言・指導申出受付件数及びあっせん申請受理件数は、前年度同期とほぼ同水準でした。
- (2) 相談内容は引き続き「いじめ・嫌がらせ」がトップ  
民事上の個別労働紛争相談の内容は、多いものから順に「いじめ・嫌がらせ」250件(全体に占める割合14.2%)、「解雇」235件(同13.3%)、「自己都合退職」209件(同11.9%)となり、前年度同期に引き続き「いじめ・嫌がらせ」がトップとなりました。
- (3) 迅速な処理  
助言・指導は、申出のあった35件すべてを受付後10日以内に処理しました。  
あっせんは、申請のあった24件すべてを2か月以内に処理し、うち19件(73.1%)は1か月以内に処理を終了しました。

使用者の方からの制度利用にも応じていますので、富山労働局企画室(☎076-432-2728)、または各労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーへお気軽にご相談ください。

# 平成26年度 職業訓練指導員養成講習会のご案内 (48時間講習)

この講習会は、職業訓練指導員として必要な知識及び指導技法の修得を目的として、職業能力開発促進法に基づき実施するものです。

講習修了者は、申請により「職業訓練指導員免許」が取得できます。

日時 ● 平成27年2月10日(火)、12日(木)、13日(金)、  
18日(水)、19日(木)、20日(金) の6日間  
各日とも9:00~17:30(休憩13:00~13:30)

場所 ● 富山市職業訓練センター (富山市向新庄町1-14-40)

定員 ● 40名

申込期間 ● 平成27年1月5日(月)~19日(月) (土・日及び祝日を除く)  
事前に電話等で受講資格及び受付状況を確認願います。

受講資格 ● 技能検定1級・単一等級の合格者及び免許職種に関する学科・訓練科を修めて卒業(修了)し、一定以上の実務経験を有する者

免許職種 ● 123職種

講習内容 ● 職業訓練原理、教科指導方法、確認テスト 等 計48時間

受講料 ● 16,000円 (テキスト代含む)

### 申込み及び問合せ先

富山県職業能力開発協会

〒930-0094 富山市安住町7-18 安住町第一生命ビル2階 ☎076-432-9886

## 平成26年度 富山県の最低賃金

富山県の最低賃金		時間額	発効年月日
富山県(地域別)最低賃金		<b>728円</b>	平成26年10月1日
特定(産業別)最低賃金	洋紙、板紙、学用紙製品製造業	※ <b>705円</b> (日額:5,637円)	平成7年11月24日
	高炉によらない製鉄、製鋼・製鋼圧延業	<b>753円</b> (日額:6,024円)	平成10年12月26日
	アルミニウム第2次製錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業	<b>779円</b>	平成25年12月28日
	玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業	<b>820円</b>	平成26年11月19日
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	<b>760円</b>	平成26年12月11日
	百貨店、総合スーパー	<b>790円</b>	平成26年11月15日
	自動車(新車)小売業	<b>769円</b>	平成23年1月20日

※富山県(地域別)最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。「富山県洋紙、板紙、学用紙製品製造業最低賃金(時間額705円、日額5,637円)」が適用される労働者は、富山県(地域別)最低賃金の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

◎詳しいことは、富山労働局賃金室または富山、高岡、魚津、砺波の各労働基準監督署にお尋ねください。

平成26年度(1・3月入所)

ポリテクセンター富山

離職者訓練受講生募集のお知らせ

本訓練は、離職した方または転職を希望する方が、早期に再就職できるよう実践的な知識と技能を習得することを目的としています。平成27年1・3月に開講する次のコースを募集します。

訓練科名	定員	訓練内容
7ヶ月コース 電気保全技術科 (橋渡し訓練付+若年者コース)*	15	電気の基礎を学び、回路図の読み方や機器の名前と役割を、生産工場でも多く用いられているPC(プログラマブルコントローラ)の知識を学び、実習により、工作機械や生産ラインの制御設計に関する技能と知識を習得します。

募集期間▶11月19日(水)~12月18日(木) コース説明会▶12月2日(火) 選考日▶12月25日(木)  
訓練期間▶平成27年1月22日(木)~7月31日(金)

9ヶ月コース 工場電気設備設計施工科	18	電気設備、自動火災報知設備、通信設備の工事・保守に必要な技能と知識を習得します。また、生産機械の制御及びそれらの操作を行う制御盤の加工、配線に関する知識を学びます。さらに、6ヶ月の訓練で習得した技能と知識を活用し、仕様指示に基づき工場等の電気設備・動力配線工事の設計・製作を行い、電気工事や制御盤製造等の職務内容に対応できる技能と知識を習得します。
-----------------------	----	--

募集期間▶平成27年1月7日(水)~2月5日(木) コース説明会▶1月20日(火) 選考日▶2月12日(木)  
訓練期間▶平成27年3月4日(水)~11月25日(水)

※橋渡し訓練付+若年者コース……

基礎的な職業訓練(橋渡し訓練)を約1ヶ月実施し、その後電気保全技術科の訓練を約6ヶ月実施します。なお、若年者コース(若年者デュアル訓練)とは、おおむね40歳未満の求職者、パート、アルバイト等の不安定な就労から早期安定就労を希望している方々等を対象として、再就職に必要な技能・知識の修得及び実践的な能力の向上を図るため、6ヶ月の訓練期間中のうち、『約4ヶ月の施設内訓練』と『約2ヶ月の企業実習』を組み合わせた訓練を実施します。

★毎週金曜日午後2時からポリテクセンター富山で、職業訓練(施設内訓練)の見学会を行っています。

(連絡不要です。直接おいでください。)  
12月26日まで行っています。

◆詳細については、当センターまたは各公共職業安定所窓口へお問い合わせください。

問合せ先 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構  
富山職業能力開発促進センター(ポリテクセンター富山)訓練課受講者第一係  
〒933-0982 高岡市八ヶ55 ☎0766-28-6902(直通) ☎0766-23-6445  
ホームページ▶http://www3.jeed.or.jp/toyama/poly/



富山県 中小企業の働く魅力発信サイト

「ちゅ~なび」への  
掲載企業を募集しています!!

「ちゅ~なび」への  
情報掲載料は  
無料です。

県では、学生と中小企業との雇用のミスマッチ解消に向け、学生に県内中小企業の特徴やPRポイントを伝えるウェブサイト「富山県 中小企業の働く魅力発信サイト」を公開しています。企業情報やイベント情報は今後随時更新していきます。自社の魅力を学生にPRする場として是非ご活用いただきたいと考えていますので、掲載を希望される中小企業の方は、下記のウェブサイト「掲載申込みフォーム」からご登録ください。

- ウェブサイトの名称・URL  
富山県 中小企業の働く魅力発信サイト「ちゅ~なび」  
☎http://www.chu-navi-toyama.jp/

- 掲載申込み方法  
掲載を希望される中小企業の方は、「ちゅ~なび」トップページにある「掲載を希望する中小企業の方へ」をクリックして、掲載申込みフォームに、企業概要・メッセージを入力してください。

- 「ちゅ~なび」の内容
  - ・県内中小企業の紹介(PR動画の掲載も可能)
  - ・中小企業で働く魅力の紹介
  - ・中小企業からのメッセージ  
(現場で働く従業員の生の声や経営者からのメッセージなど)
  - ・表彰企業の紹介(「富山県ものづくり大賞受賞企業」等)

# 従業員の方の技能向上を支援する **認定職業訓練校**のご案内

富山県内の各認定職業訓練校では、平成27年度の訓練生を募集しております。

認定職業訓練校とは、板金、大工、左官、井波彫刻、自動車整備、電気工事などの職種において、専門的な技能・技術を有する従業員を育成するため、知事が認定し事業主等が運営する職業訓練校であり、県内では、下記の職業訓練校で意欲あふれる訓練生が働きながら技能・技術を学んでいます。

詳細については、富山県職業能力開発課(☎076-444-3260)または各認定職業訓練校までお問い合わせください。

## ■入校することができる方

義務教育修了以上で、職業訓練校を運営する各団体の構成事業所に勤務している方  
※年齢、性別は不問です。

- 国家試験の技能検定1～3級及び単一等級の受験に必要な実務経験が短縮されます。
- 職業訓練指導員試験の受験に必要な実務経験年数が短縮されます。
- その他関連する国家試験等の受験や免許取得において有利になる場合があります。

## ■訓練の種類

- 普通課程** (基礎的な技能・知識を習得させる長期間の訓練)  
……………訓練期間1～3年
- 短期課程** (技能検定対策などの短期間の訓練)  
……………訓練期間12時間以上6ヶ月以下

## ■入校時期

- 普通課程** 平成27年4月
- 短期課程** 訓練コースにより異なります。

## ■修了生の特典(普通課程のみ)

- 知事の認定修了書が交付されます。
- 修了時に実施される技能照査に合格すると、技能士補となり、国家試験の技能検定2、3級及び単一等級の学科試験が免除されます。

## ■入校・見学の申込方法

直接、各認定職業訓練校へお問い合わせください。  
※HP「職人のしごと一富山で働く職人たち」  
(<http://www.gisen-toyama.ac.jp/toyama-craftsman/>)でも認定職業訓練校を紹介しています。

富山県の認定職業能力開発施設一覧(平成26年度)

校名	科名	訓練課程	住所	電話番号
富山板金高等職業訓練校	塑性加工科	普通	富山市上赤江町2-8-51	076-431-4948
高岡板金高等職業訓練校	塑性加工科	普通・短期	高岡市野村920	0766-24-6057
砺波板金高等職業訓練校	塑性加工科	普通・短期	砺波市苗加760	0763-33-6377
富山建築高等職業訓練校	木造建築科	普通・短期	富山市西荒屋25-4	076-428-8278
高岡建築高等職業訓練校	木造建築科	普通・短期	高岡市野村920	0766-24-6057
魚津建築高等職業訓練校	木造建築科	普通・短期	魚津市北鬼江大沢313-3	0765-22-5078
砺波建築高等職業訓練校	木造建築科	短期	砺波市豊町2-16-12	0763-32-5778
オダケホーム建築技能センター	木造建築科	普通	射水市西高木1184	0766-55-4103
富山県左官高等職業訓練校	左官・タイル施工科	普通	富山市館出町1-11-4	076-432-0203
富山県林業カレッジ	林業機械運転科	短期	富山市舟橋北町4-19	076-441-5293
井波木彫刻工芸高等職業訓練校	木材工芸科	短期	南砺市井波700-111	0763-82-0196
富山県労働基準協会	玉掛科 他	短期	富山市金屋字川端767-30	076-442-3966
富山県自動車整備振興会	自動車整備科	短期	富山市新庄町字馬場24-2	076-425-0882
北陸電気工事 職業能力開発校	電気工事科・送配電科	普通	富山市東黒牧字上野山割206	076-483-4545

## 富山県労働経済指標

年月	月平均賃金(規模30人以上)				労働異動率		職業紹介状況(季節調整値)			
	全産業		製造業		製造業		有 効			就職件数
	定期	特別	定期	特別	入職率	離職率	求人数	求職者数	求人倍率	
21	263,409	48,957	272,445	48,758	1.05	1.32	154,712	301,897	0.51	25,002
22	262,341	49,607	281,127	56,820	0.93	0.88	193,435	258,637	0.75	26,557
23	263,741	53,793	285,689	64,542	0.87	0.93	221,512	245,671	0.90	26,220
24	271,069	55,807	296,045	66,838	0.91	0.87	239,712	241,606	0.99	25,729
25	271,776	58,395	297,238	72,124	0.85	0.85	269,958	222,473	1.21	24,594
26	277,347	4,756	304,947	6,483	3.62	1.15	24,132	17,290	1.40	2,310
5	273,160	9,941	302,867	912	0.88	0.78	23,841	17,290	1.40	2,006
6	271,822	171,046	299,499	168,817	0.99	1.54	24,151	17,024	1.42	2,000
7	273,034	165,866	303,843	293,626	0.66	1.10	23,408	17,027	1.37	1,828
8	272,360	5,861	303,511	3,687	0.70	1.11	23,215	17,368	1.34	1,543
9	—	—	—	—	—	—	22,929	17,423	1.32	1,925

「職業紹介状況の年欄は年度合計を表す。また同欄は「パートを含み、学卒を除く」の数値を使用。資料は、県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査月報」、富山労働局職業安定課「労働市場速報」による。



発行：富山県商工労働部労働雇用課